県有財産賃貸借契約書

賃貸人埼玉県(以下「甲」という。)と賃借人〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)とは、広告付行政情報モニターを設置することを目的とした、甲が所有する県有財産の一部場所(以下「賃貸借物件」という。)の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実等の義務)

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、賃貸借物件が県有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、次のとおりとし、設置箇所は別紙1のとおりとする。

財産名称	所在地	箇所	面積	数 量
越谷警察署	越谷市東越谷6丁目27 番地6	本庁舎 1 階	$ \bigcirc. \bigcirc m^2 $ $ (\bigcirc. \bigcirc m \times \bigcirc. \bigcirc m) $	1 基
久喜警察署	久喜市上早見 154 番地	本庁舎 1 階	$ \bigcirc. \bigcirc m^2 $ $ (\bigcirc. \bigcirc m \times \bigcirc. \bigcirc m) $	1 基
幸手警察署	幸手市大字上吉羽 964 番地	本庁舎 1 階	$ \bigcirc. \bigcirc m^2 $ $ (\bigcirc. \bigcirc m \times \bigcirc. \bigcirc m) $	1 基
杉戸警察署	北葛飾郡杉戸町大字堤 根 4673 番地 1	本庁舎 1 階	$ \bigcirc. \bigcirc m^2 $ $ (\bigcirc. \bigcirc m \times \bigcirc. \bigcirc m) $	1 基
春日部警察署	春日部市大沼1丁目82 番地	免許棟 1階		1 基
所沢警察署	所沢市並木1丁目6番 地の1	本庁舎 1 階	$ \bigcirc. \bigcirc m^2 $ $ (\bigcirc. \bigcirc m \times \bigcirc. \bigcirc m) $	1 基

(指定用途等)

- 第3条 乙は、賃貸借物件を広告付行政情報モニター設置(以下「指定用途」という。)のために供しなければならない。
- 2 乙は、庁舎の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めなければならない。
- 3 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙2の「埼玉県警察広告付行政情報モニター仕様書」を遵守しなければならない。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。 なお、広告付行政情報モニターの設置及び撤去の日は、甲、乙協議の上、賃 貸借期間内で甲が指定する日とする。

(契約更新等)

第5条 前条に定める賃貸借期間満了時において、本契約の更新(更新の請求を含む。)は行わず、賃貸借期間の延長も行わないものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は免除する。

(※契約保証金を徴収する場合)

- 第6条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金○,○○○円を、この契約 の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。
- 2 第1項の契約保証金には、利息を付けないものとする。
- 3 甲は、賃貸借期間が終了したときは、第1項に定める契約保証金を、乙に 環付するものとする。
- 4 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰す理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

(賃貸借料)

- 第7条 賃貸借料は、年額金〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額は 金〇〇〇円)とする。
- 2 1年未満の期間に係る賃貸借料の額は、前項に定める賃貸借料年額に基づき1年を365日とした日割計算により算定した額とする。
- 3 乙は、甲が別途発行する納入通知書により令和7年度は10月末日まで、その他の年度は4月末日までに、その年度に属する賃貸借料を納入しなければならない。

(管理費)

- 第8条 乙は、電気利用料(以下「管理費」という。)を前条の賃貸借料とは別 に納入しなければならない。
- 2 1年未満の期間に係る管理費の額は、前項の管理費に基づき日割計算により算定した額とする。
- 3 管理費は甲が算出し、乙は、前項の管理費を甲が別途発行する納入通知書により令和7年度は10月末日まで、その他の年度は4月末日までに、その年度に属する管理費を納入しなければならない。

(違約金の徴収)

第9条 乙は、第7条第3項及び前条第3項に定める期限までに賃貸借料及び管理費を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、納付すべき賃貸借料及び管理費の額に年2.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(費用負担)

第10条 賃貸借物件の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第20条第2項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(賃貸借物件の引渡し)

第11条 甲は、第4条に定める賃貸借期間の初日に賃貸借物件をその所在する 場所において、乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任等)

- 第12条 乙は、引き渡された賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して本契約 の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、賃貸借料の減額請 求、解除及び損害賠償請求をすることができないものとする。
- 2 乙は、賃貸借物件が、その責に帰することができない事由により滅失又は 毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の賃貸 借料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないで賃貸借物件を第三者に転貸し、又は賃貸借 物件の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第14条 乙は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

- 第15条 乙は、賃貸借物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。
- 2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対し

て求償することができるものとする。

(通知義務)

第16条 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちに その状況を甲に通知しなければならない。

(賃貸借物件の盗難又は毀損)

第17条 甲は、設置された賃貸借物件の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(修繕義務)

第18条 甲は、賃貸借物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件の維持 管理のために支出する費用は、すべて乙の負担とする。

(報告等)

第19条 甲は、賃貸借物件について随時必要な報告又は資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

- 第20条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- 2 甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため賃貸借物件を必要とするときは、甲は、本契約を解除することができる。
- 3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。
- (1) 本契約に先立ち乙から提出された入札に関する各種提出書類(応募申込書、誓約書等)に虚偽の記載が確認されたとき。
- (2) 本契約に係る埼玉県警察広告付行政情報モニター設置及び管理運営事業者募集要項に定める応募資格要件について、偽って応募したことが明らかになったとき、又は応募資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 賃貸借料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき。
- (4) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (5) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

- (6) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上賃貸借物件を使用しないとき。
- (7) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (8) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (9) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (10) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (11) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (12) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号 に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与 していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと 認められるとき。
 - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められるとき。
 - へ 再委託契約その他の契約(以下「再委託契約等)という。)に当たり、そ の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者 と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方と していた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該再委託 契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (13) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(賃貸借物件の明け渡し)

第21条 賃貸借期間が終了したときは又は前条の規定により契約が解除となったときは、乙は、直ちに賃貸借物件を甲に明け渡さなければならない。

(原状回復義務)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において賃貸借物件を原状に回復しなければならない。

ただし、甲が適当と認めたときは、この限りではない。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、賃貸借物件を滅失又は毀損したとき。
- (2) 前条の規定により賃貸借物件を甲に返還するとき。

(損害賠償)

- 第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたと きは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならな い。
- 2 甲が第20条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその補償を請求できるものとする。

(不当な要求の報告)

- 第24条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。)から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。
- 2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、 暴力団員又は暴力団関係者からの不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報 告するよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第25条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると 認めたときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳 簿の写し(甲に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することが できる。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第 26 条 第 21 条の規定により賃貸借物件を明け渡す場合において、乙が賃貸借物件に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。
- 2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の

場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第27条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする 地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第29条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 甲 埼 玉 県

埼玉県知事 大野 元裕 印

○○県○○市○○ 乙 ○○○○株式会社

0000 00 00 即